

(19)日本国特許庁(JP)

(12)特許公報(B2)

(11)特許番号
特許第7594191号
(P7594191)

(45)発行日 令和6年12月4日(2024.12.4)

(24)登録日 令和6年11月26日(2024.11.26)

(51)国際特許分類	F I
G 0 6 Q 50/10 (2012.01)	G 0 6 Q 50/10
G 0 6 Q 40/08 (2012.01)	G 0 6 Q 40/08
G 0 6 F 3/0481(2022.01)	G 0 6 F 3/0481

請求項の数 11 (全16頁)

(21)出願番号	特願2021-213740(P2021-213740)	(73)特許権者	390002761 キャノンマーケティングジャパン株式会社 東京都港区港南2丁目16番6号
(22)出願日	令和3年12月28日(2021.12.28)	(74)代理人	100189751 弁理士 木村 友輔
(65)公開番号	特開2023-97552(P2023-97552A)	(74)代理人	100227857 弁理士 中山 圭
(43)公開日	令和5年7月10日(2023.7.10)	(72)発明者	平山 あかり 東京都港区港南2丁目16番6号 キャ ノンマーケティングジャパン株式会社内
審査請求日	令和4年9月7日(2022.9.7)	(72)発明者	伊藤 翼 東京都港区港南2丁目16番6号 キャ ノンマーケティングジャパン株式会社内
前置審査		(72)発明者	山田 貴史

最終頁に続く

(54)【発明の名称】 情報処理装置、情報処理方法、プログラム

(57)【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1のコンテンツデータと第2のコンテンツデータとに共通して存在する項目であって、第1のコンテンツデータにおける当該項目に係るデータと、第2のコンテンツデータにおける当該項目に係るデータとの間に差異がある項目を特定する特定手段と、

ユーザから受け付けた操作に基づき前記第1のコンテンツデータにおける表示対象領域を遷移させ、前記受け付けた操作に基づき表示対象領域が遷移したことで前記特定手段により特定された項目に係るデータが表示対象となったことに応じて、前記第2のコンテンツデータにおける当該項目に係るデータを表示するように制御し、前記第2のコンテンツデータにおける前記特定手段により特定されていない項目に係るデータは、前記受け付けた操作に基づき表示対象領域が遷移したことで前記第1コンテンツデータにおける当該項目が表示対象となった場合でも、表示しないように制御する表示制御手段と、

を備えることを特徴とする情報処理システム。

【請求項2】

前記表示制御手段は、ユーザから受け付けたスクロール操作に基づき前記第1のコンテンツデータにおける表示対象領域を遷移させ、前記受け付けたスクロール操作に基づき表示対象領域が遷移したことで前記特定手段により特定された項目に係るデータが表示対象となったことに応じて、前記第2のコンテンツデータにおける当該項目に係るデータを表示するように制御することを特徴とする請求項1に記載の情報処理システム。

【請求項3】

前記表示制御手段は、前記第 1 のコンテンツデータが表示された領域に、前記第 2 のコンテンツデータにおける前記特定手段により特定された項目に係るデータを重畳させて表示するように制御することを特徴とする請求項 1 または 2 に記載の情報処理システム。

【請求項 4】

前記表示制御手段は、前記第 1 のコンテンツデータが表示された領域を分割し、分割された領域の一方に前記第 1 のコンテンツデータにおける前記特定手段により特定された項目に係るデータを表示し、分割された領域の他方に第 2 のコンテンツデータにおける当該項目に係るデータを表示するように制御することを特徴とする請求項 1 乃至 3 のいずれか 1 項に記載の情報処理システム。

【請求項 5】

前記表示制御手段は、前記特定手段によって特定された差異のある項目について、前記第 1 のコンテンツデータにおける当該項目に係るデータと、第 2 のコンテンツデータにおける当該項目に係るデータとを比較可能に表示するよう制御することを特徴とする請求項 1 乃至 4 のいずれか 1 項に記載の情報処理システム。

【請求項 6】

前記表示制御手段は、前記第 1 のコンテンツデータと前記第 2 のコンテンツデータとを切り替えて表示するよう制御することを特徴とする請求項 1 乃至 5 のいずれか 1 項に記載の情報処理システム。

【請求項 7】

前記コンテンツデータは、様式が決められたコンテンツのデータであることを特徴とする請求項 1 乃至 6 のいずれか 1 項に記載の情報処理システム。

【請求項 8】

前記コンテンツデータは、図を含むことを特徴とする請求項 1 乃至 7 のいずれか 1 項に記載の情報処理システム。

【請求項 9】

前記コンテンツデータは、テキストを含むことを特徴とする請求項 1 乃至 8 のいずれか 1 項に記載の情報処理システム。

【請求項 10】

情報処理システムの制御方法であって、

前記情報処理システムの特定手段が、第 1 のコンテンツデータと第 2 のコンテンツデータとに共通して存在する項目であって、第 1 のコンテンツデータにおける当該項目に係るデータと、第 2 のコンテンツデータにおける当該項目に係るデータとの間に差異がある項目を特定する特定ステップと、

ユーザから受付けた操作に基づき前記第 1 のコンテンツデータにおける表示対象領域を遷移させ、前記受け付けた操作に基づき表示対象領域が遷移したことで前記特定ステップにより特定された項目に係るデータが表示対象となったことに応じて、前記第 2 のコンテンツデータにおける当該項目に係るデータを表示するように制御し、前記第 2 のコンテンツデータにおける前記特定手段により特定されていない項目に係るデータは、前記受け付けた操作に基づき表示対象領域が遷移したことで前記第 1 コンテンツデータにおける当該項目が表示対象となった場合でも、表示しないように制御する表示制御ステップと、
を備えることを特徴とする情報処理システムの制御方法。

【請求項 11】

少なくとも 1 つのコンピュータを請求項 1 乃至 9 のいずれか 1 項に記載の情報処理システムとして機能させるためのプログラム。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、情報処理装置、情報処理方法、プログラムに関する。

【背景技術】

【0002】

10

20

30

40

50

これまで営業職員は顧客を訪問して紙の資料を使って商品の説明をすることが行われていた。しかし、紙の資料は重くかさばることから、近年ではあらゆる資料が電子データ化され、タブレット端末等に保存して持ち運び、閲覧されることが多くなっている。商談の場においても、タブレット端末等に表示された資料を使って商品説明を行うことが多くなっている。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0003】

【文献】特開2007-299257号公報

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0004】

特許文献1には、ユーザに複数の生命保険商品を選択させ、選択された商品について関連する項目の比較表を作成・表示する技術が記載されている。紙の帳票であれば複数の商品を見比べることも容易であったが、電子データの場合は表示する端末の画面サイズという制約がある。そのため、スマートフォンやタブレット端末といった持ち運びやすく資料閲覧によく使われる端末においては、複数の帳票を並べて表示することは難しい。そのため、複数の帳票を見比べてどこに差異があるのかを把握することが難しい状況にある。

【0005】

そこで、本発明は、複数のコンテンツを容易に比較することが可能な仕組みを提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

【0006】

上記の目的を達成するために、本発明の情報処理システムは、
第1のコンテンツデータと第2のコンテンツデータとに共通して存在する項目であって、第1のコンテンツデータにおける当該項目に係るデータと、第2のコンテンツデータにおける当該項目に係るデータとの間に差異がある項目を特定する特定手段と、
ユーザから受け付けた操作に基づき前記第1のコンテンツデータにおける表示対象領域を遷移させ、前記受け付けた操作に基づき表示対象領域が遷移したことで前記特定手段により特定された項目に係るデータが表示対象となったことに応じて、前記第2のコンテンツデータにおける当該項目に係るデータを表示するように制御し、前記第2のコンテンツデータにおける前記特定手段により特定されていない項目に係るデータは、前記受け付けた操作に基づき表示対象領域が遷移したことで前記第1コンテンツデータにおける当該項目が表示対象となった場合でも、表示しないように制御する表示制御手段と、

を備えることを特徴とする。

【発明の効果】

【0007】

本発明によれば、複数のコンテンツを容易に比較することが可能となる。

【図面の簡単な説明】

【0008】

【図1】本発明の実施形態におけるシステム全体構成の一例を示す図である。

【図2】本発明の実施形態における情報処理装置のハードウェア構成の一例を示すブロック図である。

【図3】本発明の実施形態における、コンテンツの比較表示の一例を示すフローチャートである。

【図4】本発明の実施形態における、コンテンツ一覧画面の一例を示す図である。

【図5】本発明の実施形態における、コンテンツ登録画面の一例を示す図である。

【図6】本発明の実施形態における、Aコンテンツ表示画面の一例を示す図である。

【図7】本発明の実施形態における、サブウィンドウ表示画面（Aコンテンツ）の一例を示す図である。

10

20

30

40

50

【図 8】本発明の実施形態における、二分割した表示画面の一例を示す図である。

【図 9】本発明の実施形態における、サブウィンドウ表示画面（B コンテンツ）の一例を示す図である。

【図 10】本発明の実施形態における、保存ボタン押下時の一例を示す図である。

【図 11】本発明の実施形態における、差分一覧画面の一例を示す図である。

【図 12】本発明の実施形態における、比較画面の一例を示す図である。

【図 13】本発明の実施形態における、提案データの一例を示す図である。

【図 14】本発明の実施形態における、データ比較の一例を示す図である。

【発明を実施するための形態】

【0009】

以下、図面を参照して、本発明の実施形態を詳細に説明する。

【0010】

図 1 は、本発明における情報処理システムの構成の一例を示す図である。

【0011】

本発明における情報処理システムは、サーバ装置 101 とクライアント端末 102 とが通信可能に接続されたシステムとなっている。クライアント端末 102 は、保険の営業職員が訪問先でコンテンツを見せるために用いられるものである。また、閲覧者が自身のクライアント端末 102 より、コンテンツを閲覧するために用いられることもある。クライアント端末 102 については、例えばスマートフォン等の情報処理装置であり、コンテンツを管理し閲覧する端末である。図 1 においては、クライアント端末 102 は営業職員と閲覧者それぞれ 1 台ずつしか図示していないが、それぞれ複数台であっても良い。

【0012】

図 2 は、本発明の情報処理装置のハードウェア構成の一例を示すブロック図である。

【0013】

図 2 に示すように、情報処理装置は、システムバス 200 を介して CPU (Central Processing Unit) 201、ROM (Read Only Memory) 202、RAM (Random Access Memory) 203、記憶装置 204、入力コントローラ 205、音声コントローラ 206、ビデオコントローラ 207、メモリコントローラ 208、よび通信 I/F コントローラ 209 が接続される。

【0014】

CPU 201 は、システムバス 200 に接続される各デバイスやコントローラを統括的に制御する。

【0015】

ROM 202 あるいは外部メモリ 213 は、CPU 201 が実行する制御プログラムである BIOS (Basic Input/Output System) や OS (Operating System) や、本情報処理方法を実現するためのコンピュータ読み取り実行可能なプログラムおよび必要な各種データ (データテーブルを含む) を保持している。

【0016】

RAM 203 は、CPU 201 の主メモリ、ワークエリア等として機能する。CPU 201 は、処理の実行に際して必要なプログラム等を ROM 202 あるいは外部メモリ 213 から RAM 203 にロードし、ロードしたプログラムを実行することで各種動作を実現する。

【0017】

入力コントローラ 205 は、キーボード 210 や不図示のマウス等のポインティングデバイス等の入力装置からの入力を制御する。入力装置がタッチパネルの場合、ユーザがタッチパネルに表示されたアイコンやカーソルやボタンに合わせて押下 (指等でタッチ) することにより、各種の指示を行うことができることとする。

【0018】

また、タッチパネルは、マルチタッチスクリーンなどの、複数の指でタッチされた位置を検出することが可能なタッチパネルであってもよい。

10

20

30

40

50

【0019】

ビデオコントローラ207は、ディスプレイ212などの外部出力装置への表示を制御する。ディスプレイは本体と一体になったノート型パソコンのディスプレイも含まれるものとする。なお、外部出力装置はディスプレイに限ったものはなく、例えばプロジェクタであってもよい。また、前述のタッチ操作を受け付け可能な装置については、入力装置も提供する。

【0020】

なおビデオコントローラ207は、表示制御を行うためのビデオメモリ(VRAM)を制御することが可能で、ビデオメモリ領域としてRAM203の一部を利用することもできるし、別途専用のビデオメモリを設けることも可能である。

10

【0021】

メモリコントローラ208は、外部メモリ213へのアクセスを制御する。外部メモリとしては、ブートプログラム、各種アプリケーション、フォントデータ、ユーザファイル、編集ファイル、および各種データ等を記憶する外部記憶装置(ハードディスク)、フレキシブルディスク(FD)、或いはPCMCIAカードスロットにアダプタを介して接続されるコンパクトフラッシュ(登録商標)メモリ等を利用可能である。

【0022】

通信I/Fコントローラ209は、ネットワークを介して外部機器と接続・通信するものであり、ネットワークでの通信制御処理を実行する。例えば、TCP/IPを用いた通信やISDNなどの電話回線、および携帯電話の4G回線、5G回線等を用いた通信が可能である。

20

【0023】

尚、CPU201は、例えばRAM203内の表示情報用領域へアウトラインフォントの展開(ラスライズ)処理を実行することにより、ディスプレイ212上での表示を可能としている。また、CPU201は、ディスプレイ212上の不図示のマウスカーソル等でのユーザ指示を可能とする。

【0024】

次に、本発明の適用対象の一例であるコンテンツを比較した画面の表示について、全体像を説明する。

【0025】

まず、営業職員や顧客等のユーザからクライアント端末102に表示された図4に一例を示すコンテンツ一覧から任意のコンテンツ402の選択を受け付け、表示ボタン403の押下を受け付ける。表示ボタン403が押下されると、クライアント端末102には選択されたコンテンツ(以下、コンテンツAとする)が表示され、コンテンツAと関連するコンテンツ(本実施例ではコンテンツBとする)が特定される。そして、ユーザの操作により画面がスクロールされ、コンテンツBと差異のあるデータが表示対象となると、当該データに対応するコンテンツBのデータがサブウィンドウとして表示される。

30

【0026】

コンテンツとは、本実施例では、保険の契約内容や金額などが記載されたものであり、決まった様式に記載されているものである。営業職員は訪問先で、閲覧者に対してコンテンツを見せながら保険の内容について説明することが想定される。

40

【0027】

本実施例では、コンテンツAを表示した画面がスクロールされることで、コンテンツBと差異があるデータが表示対象となった場合に、当該データに対応するコンテンツBのデータをサブウィンドウとして表示する構成として説明するが、コンテンツBと差異があるデータが表示対象となった場合にコンテンツBのデータを表示するための指示を受け付けるボタンのみを表示し、当該ボタンに対する操作が行われることでコンテンツBのデータをサブウィンドウに表示させるなどの方法であってもよい。

【0028】

次に図3のフローチャートを用いて、コンテンツの比較表示処理について説明する。

50

【 0 0 2 9 】

図3のフローチャートで示す処理は、クライアント端末102のCPU201が所定の制御プログラムを読み出して実行する処理である。

ステップS300では、ユーザから顧客の選択を受け付ける。例えば、顧客一覧が表示された画面（不図示）をクライアント端末102に表示し、当該画面を介して選択を受け付ける。

【 0 0 3 0 】

ステップS301では、図4に示すコンテンツ一覧画面401を介してユーザからの選択402を受け付ける。

【 0 0 3 1 】

ここで図4に示すコンテンツ一覧画面について説明する。コンテンツ一覧画面は、ユーザの操作によりコンテンツの表示等の指示を受け付ける画面である。図4に示す通り、コンテンツが一覧で表示され、コンテンツを選択するチェックボックス402、選択されたコンテンツを表示する表示ボタン403を含んでいる。なお、図4に示すコンテンツ一覧画面に表示されたコンテンツは一例であり、ユーザにより図5に示すコンテンツ登録画面501からアップロードされたコンテンツが表示されるものである。また、ステップS300で選択を受け付けた顧客に対して過去に説明したことのあるコンテンツについては、説明した日時情報が表示されるものとする。過去に説明したことがあるか否かは、図13に示す提案データに基づき判定される。

【 0 0 3 2 】

図5に示すコンテンツ登録画面は、ユーザの操作によりコンテンツのアップロードの指示を受け付ける画面である。図5に示す通り、コンテンツが一覧で表示され、それぞれのコンテンツに対応付けて設けられたチェックボックス502が選択され、アップロードボタン503が押下されることで、当該選択されたコンテンツがアップロードされる。

【 0 0 3 3 】

ステップS302では、選択されたコンテンツAに関連するコンテンツ（以下、コンテンツAに関連するコンテンツをコンテンツBとする）をサーバ装置101から取得する。

関連するコンテンツであるか否かは、図13に示すような提案データに基づいて判断される。提案データとは、ある顧客に対して過去にどのコンテンツを提案したかを示す提案実績データである。例えば、図13の例では、山田花子さんに対して、2021年11月1日にコンテンツBを提案したことが示されている。

関連するコンテンツの特定方法の一例としては、ステップS300で選択された顧客に対して過去に説明したことのあるコンテンツを関連するコンテンツとして特定する方法がある。この方法によれば、過去に説明したコンテンツとの違い（更新された内容など）を分かりやすく顧客に伝えることが可能となる。

また、ステップS301で選択されたコンテンツと一緒に説明されたことのあるコンテンツを関連コンテンツとして特定しても良い。具体的には、ステップS301でコンテンツAが選択された場合、図13の提案データに基づきコンテンツAを説明したことのある顧客（ステップS300で選択された顧客ではない顧客）を特定し、当該顧客に対して説明したことのあるコンテンツを関連コンテンツとして特定する。この際、コンテンツAの説明と同じ日や所定期間内に説明したことのあるコンテンツに限定しても良い。この方法によれば、過去にコンテンツAを説明した際に比較対象として説明されたコンテンツを関連コンテンツとして特定することが可能となることから、過去の商談経験を活かした提案が可能となる。

また、ステップS301で選択されたコンテンツを用いて文書検索を行い、検索結果の最上位のコンテンツを関連コンテンツとして特定してもよい。この方法によればコンテンツ内容が最も近いコンテンツを関連コンテンツとして提示することが可能となる。

本実施例では関連コンテンツを一つ特定する例で説明するが、複数のコンテンツを関連コンテンツとして特定しても良い。

【 0 0 3 4 】

ステップ S 3 0 3 では、コンテンツ A とコンテンツ B の差異部分を特定し、取得する。差異部分の特定方法は例えば、各コンテンツの各項目に項目を識別する ID を埋め込み、同じ ID で特定（識別）される項目について内容が異なる場合には、当該項目を差異部分であると特定する。ID は項目を識別できる情報であればいずれでも良く、項目の名称を用いても良い。また、複数のコンテンツにおいて同じ項目であれば同じ ID が付与されるものとする。

【 0 0 3 5 】

ステップ S 3 0 4 では、ステップ S 3 0 1 で選択されたコンテンツについて、コンテンツ一覧画面 4 0 1 の表示ボタン 4 0 3 の押下を受け付けると、選択されたコンテンツ（コンテンツ A）を表示する（図 6）。

【 0 0 3 6 】

ステップ S 3 0 5 では、表示されたコンテンツ（コンテンツ A）について、画面のスクロールを受け付ける。

【 0 0 3 7 】

ステップ S 3 0 6 では、コンテンツ A について、ステップ S 3 0 3 で取得したコンテンツ B との差異部分が画面上に表示されているか否かを判定する。

【 0 0 3 8 】

差異部分が表示されている場合には、ステップ S 3 0 7 へ進む。そうでない場合には処理をステップ S 3 0 5 に戻す。

【 0 0 3 9 】

差異部分が表示されたかを判定する方法は、例えば画面上で表示される場合の座標を計算する方法がある。図 1 4 では、コンテンツ A とコンテンツ B のそれぞれのファイルの内容を示している。それぞれのファイルについて、差異のある項目の座標を下記のようにして、事前に SVG のスクリプト内へ埋め込んでおく。

差分 No . 1 : Y = 1 0 0 ~ 3 0 0

差分 No . 2 : Y = 4 0 0 ~ 6 0 0

差分 No . 3 : Y = 8 0 0 ~ 9 0 0

これに対し、スクロール終了時点での画面上部の Y 座標を取得する。例えば、Y = 7 0 0 だった場合、該当座標は差分がない箇所であるため、サブウィンドウは表示しない。Y = 9 0 0 だった場合、該当座標は差分 No . 3 に合致するため、差分 No . 3 に関する内容をサブウィンドウに表示する。

【 0 0 4 0 】

また、図 1 4 の差分 No . 4 のように、コンテンツ A には存在しているがコンテンツ B には存在しない項目（部分データ。一例として図 1 4 における Form Section 単位のデータ）がある場合、コンテンツ A の該当項目が表示されたときに比較対象となる項目がコンテンツ B には存在しないことを通知する。

【 0 0 4 1 】

SVG とは、画像フォーマットの種類であり、SVG を使用するとアニメーション表現等が可能となる。画像のフォーマットを SVG にすることで、単調な説明文ではなくポップアップ表示などのアニメーションをつけた説明が可能となり、閲覧者にとって理解しやすいような工夫を施すことが可能となる。本実施例ではフォーマットに SVG を使用することを想定しているが、別のフォーマットを使用したコンテンツであってもよい。

【 0 0 4 2 】

ステップ S 3 0 7 では、図 7 に示すように、コンテンツ A が表示されている画面 7 0 1 上に、ステップ S 3 0 3 で取得したコンテンツ A と差異のあるコンテンツ B のデータをサブウィンドウ 7 0 2 に表示する。サブウィンドウに表示する形態は一例であり、コンテンツ A と差異のあるコンテンツ B のデータを識別表示できればいずれの形態でも良い。

【 0 0 4 3 】

ここで、図 7 に示すサブウィンドウ表示画面（コンテンツ A）について説明する。

【 0 0 4 4 】

10

20

30

40

50

サブウインドウ表示画面(コンテンツA)は、画面表示領域701、サブウインドウ表示領域702、比較ボタン703、Bへ移動ボタン704が表示される。画面表示領域には、ステップS301で選択されたコンテンツ(コンテンツA)が表示され、サブウインドウ表示領域には、ステップS303で取得したコンテンツBにおける差異部分に係るデータが表示される。比較ボタンは、コンテンツAとコンテンツBを同一の画面で表示させるように表示画面の切り替えを受け付けるボタンであり、比較ボタンが押下されると図8のような表示画面に切り替わる。Bへ移動ボタンは、コンテンツBを画面表示領域に表示させるように表示画面の切り替えを受け付けるボタンであり、Bへ移動ボタンが押下されると図9のような表示画面に切り替わる。なお、ここではBへ移動ボタンの押下により図9の表示画面へと遷移するが、例えば、サブウインドウ表示領域702の押下を受け付けると図9の表示画面へと遷移するといった方法であってもよい。

10

【0045】

ステップS308では、比較ボタン703の押下を受け付けたか否かを判定する。

【0046】

比較ボタン703の押下を受け付けた場合、ステップS309へ進む。そうでない場合は、ステップS310へ進む。

【0047】

ステップS309では、図8に示すように、コンテンツAとコンテンツBをそれぞれ二分割にした画面を表示する。

【0048】

ここで図8に示す二分割の表示画面について説明する。

20

【0049】

二分割の表示画面は、コンテンツAの画面表示領域801、コンテンツBの画面表示領域802、保存ボタン803、Aへ移動ボタン804、Bへ移動ボタン805が表示される。コンテンツAの画面表示領域には、図7の画面表示領域701に表示されていた画面が表示される。コンテンツBの画面表示領域には、図7のサブウインドウ表示領域に表示されていたコンテンツBとの差異部分について、より詳細な情報が表示される。保存ボタンは、表示されている画面情報の保存を受け付けるボタンである。Aへ移動ボタンは、コンテンツAを画面表示領域に表示させるように表示画面の切り替えを受け付けるボタンであり、Aへ移動ボタンが押下されると図7のような表示画面に切り替わる。Bへ移動ボタンは、コンテンツBを画面表示領域に表示させるように表示画面の切り替えを受け付けるボタンであり、Bへ移動ボタンが押下されると図9のような表示画面に切り替わる。

30

【0050】

ステップS310では、Bへ移動ボタン704の押下を受け付けたか否かを判定する。

【0051】

Bへ移動ボタン704の押下を受け付けた場合、ステップS315へ進む。そうでない場合は、ステップS305へ戻る。

【0052】

ステップS311では、保存ボタン803の押下を受け付けたか否かを判定する。

【0053】

保存ボタン803の押下を受け付けた場合、ステップS312へ進む。そうでない場合は、ステップS313へ進む。

40

【0054】

ステップS312では、図8で表示されている画面のスクリーンショットを保存する。保存ボタンの押下を受け付けると、図10で示すように例えば保存ボタンの色が変わるといった方法で、保存されたことが識別できるように表示する。

【0055】

ステップS313では、Aへ戻るボタン804の押下を受け付けたか否かを判定する。

【0056】

Aへ戻るボタン804の押下を受け付けた場合、ステップS307に戻る。そうでない

50

場合は、ステップ S 3 1 4 へ進む。

【 0 0 5 7 】

ステップ S 3 1 4 では、B へ移動ボタン 8 0 5 の押下を受け付けたか否かを判定する。

【 0 0 5 8 】

B へ移動ボタン 8 0 5 の押下を受け付けた場合、ステップ S 3 1 5 へ進む。そうでない場合は、ステップ S 3 0 9 へ戻る。

【 0 0 5 9 】

ステップ S 3 1 5 では、図 9 に示すように、コンテンツ B が表示されている画面上 9 0 1 に、ステップ S 3 0 3 で取得したコンテンツ A との差異部分をサブウィンドウ 9 0 2 で表示する。

【 0 0 6 0 】

ここで、図 9 に示すサブウィンドウ表示画面 (B コンテンツ) について説明する。

【 0 0 6 1 】

サブウィンドウ表示画面 (B コンテンツ) は、画面表示領域 9 0 1、サブウィンドウ表示領域 9 0 2、比較ボタン 9 0 3、A へ移動ボタン 9 0 4 が表示される。画面表示領域には、図 8 のコンテンツ B の画面表示領域 8 0 2 に表示された画面が表示され、サブウィンドウ表示領域には、ステップ S 3 0 3 で取得したコンテンツ A との差異部分が表示される。比較ボタンは、コンテンツ A とコンテンツ B を同一の画面で表示させるように表示画面の切り替えを受け付けるボタンであり、比較ボタンが押下されると図 8 のような表示画面に切り替わる。A へ移動ボタンは、コンテンツ A を画面表示領域に表示させるように表示画面の切り替えを受け付けるボタンであり、A へ移動ボタンが押下されると図 7 のような表示画面に切り替わる。

【 0 0 6 2 】

次に図 1 1 に示す差分一覧表示画面について説明する。図 1 1 に示す差分一覧画面は、図 6 の差分一覧表示ボタン 6 0 1 が押下されることで表示される画面であり、コンテンツ A とコンテンツ B との差異部分を二分割表示した画面を一覧で表示した画面である。図 1 1 に示すような差異部分の一覧表示により、閲覧者は複数のコンテンツを検討する際に、差異のある項目が一目でわかるようになる。

プルダウン 1 1 0 1 において「お気に入り」が選択されると、ステップ S 3 1 2 で保存されたスクリーンショットが表示される。このように顧客が自らお気に入りに指定した画面だけが表示されることで、顧客の閲覧者の関心のある内容だけを表示することが可能となる。

【 0 0 6 3 】

さらに、差分一覧に表示されている差異部分 1 1 0 2 は選択可能であり、差異部分の押下を受け付けると、任意の比較画面 (図 1 2) へと遷移する。

【 0 0 6 4 】

ここで図 1 2 の比較画面について説明する。

【 0 0 6 5 】

比較画面は、コンテンツ A の画面表示領域 1 2 0 1、コンテンツ B の画面表示領域 1 2 0 2、A へ移動ボタン 1 2 0 3、B へ移動ボタン 1 2 0 4、比較へ戻るボタン 1 2 0 5 が表示される。コンテンツ A の画面表示領域には、図 7 の画面表示領域 7 0 1 に表示されていた画面が表示される。コンテンツ B の画面表示領域には、図 7 のサブウィンドウ表示領域に表示されていたコンテンツ B との差異部分について、より詳細な情報が表示される。A へ移動ボタンは、コンテンツ A を画面表示領域に表示させるように表示画面の切り替えを受け付けるボタンであり、A へ移動ボタンが押下されると図 7 のような表示画面に切り替わる。B へ移動ボタンは、コンテンツ B を画面表示領域に表示させるように表示画面の切り替えを受け付けるボタンであり、B へ移動ボタンが押下されると図 9 のような表示画面に切り替わる。比較へ戻るボタンが押下されると、図 1 1 に示す差分一覧画面に切り替わる。

【 0 0 6 6 】

10

20

30

40

50

以上の処理を実行することで、複数のコンテンツを端末上で比較表示することが可能となる。

【0067】

また、関連するコンテンツへの遷移ボタンを設けることで、関連するコンテンツの該当ページへ容易に遷移することが可能となり、閲覧者はコンテンツを閉じたり開いたりする手間を省くことができる。

【0068】

本発明は、例えば、システム、装置、方法、プログラムもしくは記録媒体等としての実施態様をとることが可能である。具体的には、複数の機器から構成されるシステムに適用しても良いし、また、一つの機器からなる装置に適用しても良い。

10

【0069】

また、本発明におけるプログラムは、図3に示すフローチャートの処理方法をコンピュータが実行可能なプログラムであり、本発明の記憶媒体は図3の処理方法をコンピュータが実行可能なプログラムが記憶されている。なお、本発明におけるプログラムは図3の各装置の処理方法ごとのプログラムであってもよい。

【0070】

以上のように、前述した実施形態の機能を実現するプログラムを記録した記録媒体を、システムあるいは装置に供給し、そのシステムあるいは装置のコンピュータ（またはCPUやMPU）が記録媒体に格納されたプログラムを読み出し、実行することによっても本発明の目的が達成されることは言うまでもない。

20

【0071】

この場合、記録媒体から読み出されたプログラム自体が本発明の新規な機能を実現することになり、そのプログラムを記録した記録媒体は本発明を構成することになる。

【0072】

プログラムを供給するための記録媒体としては、例えば、フレキシブルディスク、ハードディスク、光ディスク、光磁気ディスク、CD-ROM、CD-R、DVD-ROM、磁気テープ、不揮発性のメモ리카ード、ROM、EEPROM、シリコンディスク等を用いることが出来る。

【0073】

また、コンピュータが読み出したプログラムを実行することにより、前述した実施形態の機能が実現されるだけでなく、そのプログラムの指示に基づき、コンピュータ上で稼働しているOS（オペレーティングシステム）等が実際の処理の一部または全部を行い、その処理によって前述した実施形態の機能が実現される場合も含まれることは言うまでもない。

30

【0074】

さらに、記録媒体から読み出されたプログラムが、コンピュータに挿入された機能拡張ボードやコンピュータに接続された機能拡張ユニットに備わるメモリに書き込まれた後、そのプログラムコードの指示に基づき、その機能拡張ボードや機能拡張ユニットに備わるCPU等が実際の処理の一部または全部を行い、その処理によって前述した実施形態の機能が実現される場合も含まれることは言うまでもない。

40

【0075】

また、本発明は、複数の機器から構成されるシステムに適用しても、ひとつの機器から成る装置に適用しても良い。また、本発明は、システムあるいは装置にプログラムを供給することによって達成される場合にも適用できることは言うまでもない。この場合、本発明を達成するためのプログラムを格納した記録媒体を該システムあるいは装置に読み出すことによって、そのシステムあるいは装置が、本発明の効果を享受することが可能となる。

【0076】

さらに、本発明を達成するためのプログラムをネットワーク上のサーバ、データベース等から通信プログラムによりダウンロードして読み出すことによって、そのシステムあるいは装置が、本発明の効果を享受することが可能となる。なお、上述した各実施形態およ

50

びその変形例を組み合わせた構成も全て本発明に含まれるものである。

【符号の説明】

【 0 0 7 7 】

- 1 0 1 サーバ装置
- 1 0 2 クライアント端末
- 1 1 0 ネットワーク

10

20

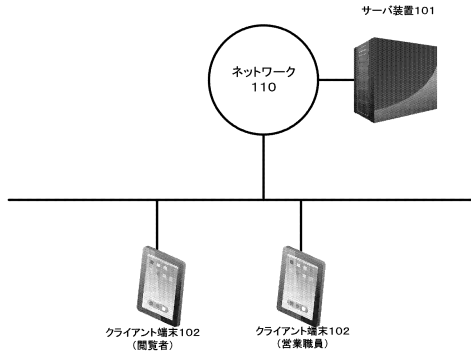
30

40

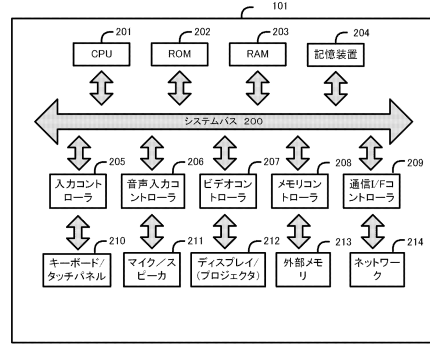
50

【図面】

【図 1】



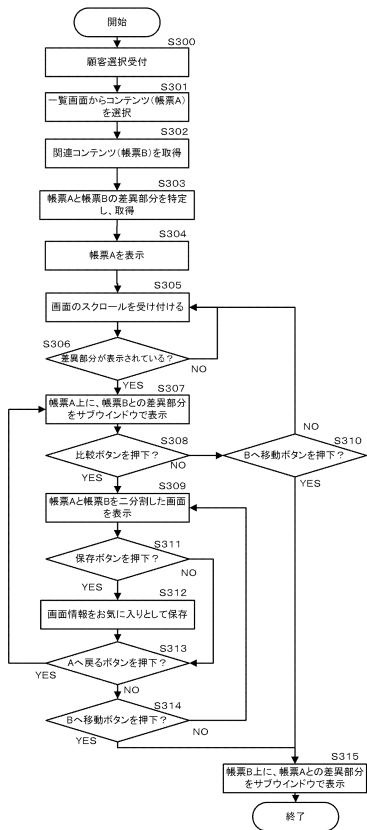
【図 2】



10

20

【図 3】



【図 4】



30

40

50

【 図 5 】



【 図 6 】



10

20

【 図 7 】



【 図 8 】



30

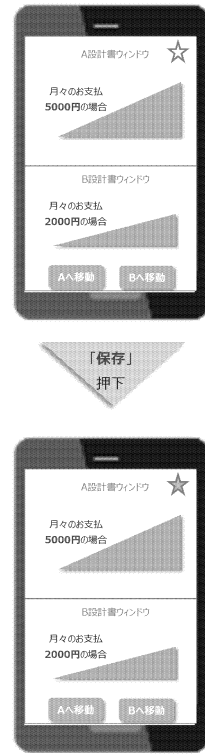
40

50

【 図 9 】



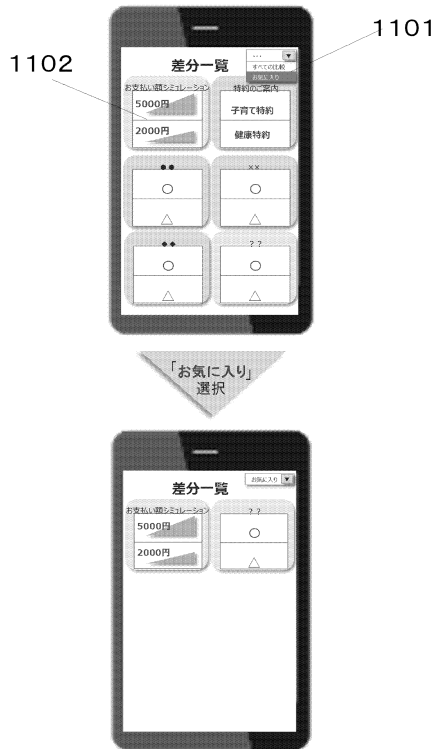
【 図 10 】



10

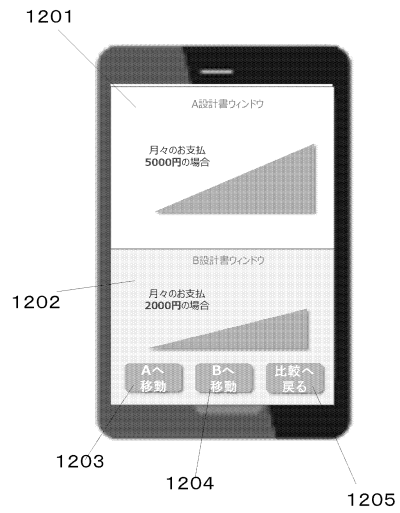
20

【 図 11 】



30

【 図 12 】



40

50

【 図 1 3 】

コンテンツA(最新提案)	コンテンツB(過去提案)
<p>■提案書情報(←自動採番) 提案番号:000002 日時:2021/12/1 11:00:00 顧客ID:000001 コンテンツID:000002</p> <p>■顧客の基本情報(←手動入力) 氏名:山田 花子 生年月日:平成10年5月 性別:女性 年齢:23才</p> <p>■提案情報(←手動入力) 定期保険:有 保険料:5,000 保障金額:10,000,000 特約内容:子育て特約 特約内容:介護特約 特約内容:健康特約 特約内容:女性特約 終身保険:なし 保険料:blank 保障金額:blank 特約内容:blank 収入保障保険:なし 保険料:blank 保障金額:blank 特約内容:blank 医療保険:なし 保険料:blank 保障金額:blank 特約内容:blank がん保険:なし 保険料:blank 保障金額:blank 特約内容:blank</p>	<p>■提案書情報(←自動採番) 提案番号:000001 提案日時:2020/11/1 10:00:00 顧客ID:000001 コンテンツID:000001</p> <p>■顧客の基本情報(←手動入力) 氏名:山田 花子 生年月日:平成10年5月 性別:女性 年齢:23才</p> <p>■提案情報(←手動入力) 定期保険:有 保険料:2,000 保障金額:5,000,000 特約内容:子育て特約 特約内容:介護特約 特約内容:健康特約 終身保険:なし 保険料:blank 保障金額:blank 特約内容:blank 収入保障保険:なし 保険料:blank 保障金額:blank 特約内容:blank 医療保険:なし 保険料:blank 保障金額:blank 特約内容:blank がん保険:なし 保険料:blank 保障金額:blank 特約内容:blank</p>

【 図 1 4 】

DATファイル (コンテンツA)	DATファイル (コンテンツB)
<p>[Form Section] FORM=00001.fcp [Body Data Section] < 被保険者名=山田 花子 様 < 被保険者生年月日=平成10年5月生まれ < 被保険者年齢=23才 < 被保険者性別=女性</p> <p>[Form Section] FORM=00002.fcp [Body Data Section] < 支払い保険料=5000円 (←差分No.1) < 特約名称D= 子育て特約 < 保険金1)=1000万円 (←差分No.2) < 特約名称E= 介護特約 < 保険金2)=1000万円 (←差分No.3) < 特約名称F= 健康特約 < 保険金3)=1000万円 < 保険設計額=5000円用 SVG</p> <p>[Form Section] FORM=00003.fcp [Body Data Section] < 支払い保険料=2000円 (←差分No.4) < 特約名称G= 女性特約 < 保険金1)=300万円</p> <p>[Form Section] FORM=00004.fcp [Body Data Section] < 払込方法= 月掛 < 払込期間=70 歳払込満了</p>	<p>[Form Section] FORM=00001.fcp [Body Data Section] < 被保険者名=山田 花子 様 < 被保険者生年月日=平成10年5月生まれ < 被保険者年齢=23才 < 被保険者性別=女性</p> <p>[Form Section] FORM=00002.fcp [Body Data Section] < 支払い保険料=2000円 (←差分No.1) < 特約名称D= 子育て特約 < 保険金1)=500万円 (←差分No.2) < 特約名称E= 介護特約 < 保険金2)=500万円 (←差分No.3) < 特約名称F= 健康特約 < 保険金3)=500万円 < 保険設計額=2000円用 SVG</p> <p>[Form Section] FORM=00004.fcp [Body Data Section] < 払込方法= 月掛 < 払込期間=70 歳払込満了</p>

10

20

30

40

50

フロントページの続き

東京都港区港南2丁目16番6号 キヤノンマーケティングジャパン株式会社内

審査官 青柳 光代

- (56)参考文献 特開2005-157455(JP,A)
特開2017-162419(JP,A)
特開2005-100266(JP,A)
特開2002-183157(JP,A)
特開2004-185323(JP,A)
- (58)調査した分野 (Int.Cl., DB名)
G06Q 10/00 - 99/00
G06F 3/0481